

## あわぎんローンカード規定

## 1. カードの発行

あわぎんローンカード(以下「カード」といいます。)は、あわぎんカードローン契約書(以下「ローン契約書」といいます。)にもとづき当行が発行するものとします。

## 2. カードの利用

- (1) 当行の自動預金入金支払機(ATM) (以下「預金機」といいます。)を使用して当座貸越借入金の返済または預金の預入れをする場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の現金自動支払機(自動預金入金支払機を含みます。以下「支払機」といいます。)を使用して当座貸越借入金または預金の払戻しをする場合。ただし、カードローン契約者が法人の場合は、所定の提携先以外の支払機を使用できません。
- (3) 当行の自動振込機(振込を行うことができる自動預金入金支払機を含みます。以下「振込機」といいます。)を使用して振込資金を預金口座からの振替により振込の依頼をする場合。
- (4) その他、当行所定の取引をする場合。

## 3. 預金機による当座貸越借入金の返済または預金の預入れ

- (1) 預金機を使用して当座貸越借入金に返済または預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。通帳不発行型カードローンの場合は、通帳を使用する預入れは行いません。
- (2) 預金機による当座貸越借入金の返済または預金の預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

## 4. 支払機による払出し

- (1) 支払機を利用して払出しするときは、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および預金払戻請求書(当座貸越金支払請求書)の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とします。
- (3) 当行の支払機を使用して預金を払戻す場合、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。また、提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合、1回あたりの払戻しはその提携先が定めた金額の範囲内とします。
- (4) 当行の支払機および提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合、1日あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。
- (5) 当行および提携先の支払機により払出す場合に払出金額と第6条の手数料金額との合計額が払出すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときはその払出しはできません。

## 5. 振込機による振込

- (1) 振込機を使用して振込資金を当座貸越借入金または預金口座からの振替えにより払出し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカード等を挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合、通帳預金払戻請求書(当座貸越金支払請求書)および振込依頼書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の操作において、振込機の画面に表示された振込の内容等を確認してください。確認後は、振込機によるも振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しを行う場合には、窓口営業時間内に、取扱店の窓口へ振込にかかる「あわぎんキャッシュサービスご利用明細票」を提示のうえ申し出てください。
- (3) 振込機による振込は1円単位とします。
- (4) 当行または提携先の振込機により振込む場合、1回あたりの振込金額は、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。また、1日あたりの振込金額は当行所定の金額の範囲内とします。
- (5) 振込機により振込む場合に、払戻金額と第6条に規定する手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、振込むことはできません。
- (6) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機を使用した振込の依頼があったときは、依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関・受取人の口座状況等により、依頼日の翌日以降に振込通知を発信することがあります。
- (7) 払出しを行う預金に対する差押え、支払停止等やむをえない事由により当座貸越借入金の払出しまたは預金の払戻しができない場合は、振込を行うことはできません。
- (8) 振込操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額、支払機利用手数料金額を通帳または「あわぎんキャッシュサービスご利用明細票」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口へ申し出てください。
- (9) 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむをえない事由により振込金の入金不能または入金遅延があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 6. 手数料

- (1) 当行の支払機を使用して払出す場合には、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の手数料を支払ってください。この手数料は、払出し時に通帳および払戻請求書なしで、当該口座から自動的に引落します。
- (2) 提携先の支払機を使用して払出す場合および提携先の振込機を使用して振込資金の払出金額を振込む場合に、提携先が所定の手数料を定めているときは、提携先に対し手数料を支払ってください。この手数料は、振込資金の払出し時に通帳および払戻請求書なしで、当該口座から自動的に引落しのうえ、当行から提携先に支払います。
- (3) 振込機を使用して振込む場合は、当行所定の振込手数料を支払ってください。この手数料は、振込資金の払出し時に通帳および払戻請求書なしで、当該口座から自動的に引落します。

## 7. 預金機・支払機・振込機故障時の取扱い

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金に返済または預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金または預金を払出すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払出しをする場合には、預金払戻請求書(当座貸越金支払請求書)に住所、名称、金額、届出の暗証およびその他必要事項を記入のうえ、カードとともに提出してください。このほか、本人の確認ができる身分証明書等の提示を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書等を提出することにより振込の依頼をすることができます。

#### 8. カードによる返済、預入れ、払出し等の通帳記入

カードにより返済した金額、払出した金額(振込のため払戻した金額を含みます。)預入れた金額および手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機で使用されたときまたは当行本支店の窓口へ提出されたときに行います。通帳不発行型カードローンの場合は、通帳記帳に代えてお取引照合表にてお知らせいたします。

#### 9. カード・暗証の管理等

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、すみやかに当行に届け出てください。

#### 10. 偽造カード等による払戻し等

- (1) 個人のお客さま名義のカード(貸越専用ローンカードを除きます。)の偽造または変造による払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に最大の過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、すみやかに当行に届出を行い、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。
- (2) 本条の規定は、法人のお客さま名義のカードには適用されません。また、貸越専用ローンカードについても適用されません。

#### 11. 盗難カードによる払戻し等

- (1) 個人のお客さま名義のカード(貸越専用ローンカードを除きます。)の盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - a. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
    - b. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合
    - c. 本人が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
- (5) 本条の規定は、法人のお客さま名義のカードには適用されません。また、貸越専用ローンカードについても適用されません。

#### 12. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または名称、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行に届出てください。

#### 13. カードの再発行等

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間を置くように求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の手数料を支払ってください。
- (3) 振込機を使用して振込む場合は、当行所定の振込手数料を支払ってください。この手数料は、振込資金の払出し時に通帳および払戻請求書なしで、当該口座から自動的に引落します。

#### 14. 預金機・支払機・振込機への誤入力等

当行の預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作、振込券の誤挿入により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

#### 15. 解約・カードの利用停止等

- (1) ローン契約書およびローン取引に関する特約書に定める当行との約定により、この取引が終了した場合には、使用中のカードは無効とします。
- (2) 当該口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを取引店に返却してください。
- (3) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおこたわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。
- (4) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ① 第16条に定める規定に違反した場合
  - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
  - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

#### 16. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、ローン契約書、普通預金規定および振込規定により取扱います。

18. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020. 4. 1 現在)